



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
6月23日  
第421号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 告 示
  - 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課) ..... 1
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) ..... 1
- 公 告
  - 大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課) ..... 2
  - 一般競争入札の公告(総務課) ..... 3
- 農業農村振興事務所公告
  - 土地改良区役員退任および就任公告(高島) ..... 5
- 公安委員会告示
  - 滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づく船舶の航行に関する制限の指定(地域課) ..... 6
- 病院事業庁規程
  - ※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正 ..... 6

## 告 示

### 滋賀県告示第273号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和5年6月23日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
こどもサポート教室「きらり」草津駅前校第2	草津市若竹町1-5センタービル東館2階	株式会社クラ・ゼミ	静岡県浜松市中区田町230番地の15	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和5.6.1	2550600569

### 滋賀県告示第274号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年6月23日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
なかじまクリニック	大津市西の庄5番25号アメニティ膳所203号	病院・診療所	中島 聡	令和5.4.1
スギ薬局長浜南店	長浜市勝町105番地	薬局	野崎 悠太	令和5.4.20
はやし脳神経外科クリニック	草津市矢橋町102-8	病院・診療所	林 晃佑	令和5.5.1

レモン薬局矢橋店	草津市矢橋町102-8	薬局	堀井達雄	令和5.5.1
アイセイハート薬局栗東安養寺店	栗東市安養寺一丁目9-10	薬局	奥貫倫史	令和5.5.1
あおあお在宅クリニック	栗東市中沢二丁目11-10	病院・診療所	後藤裕文	令和5.5.1
I & H滋賀甲南薬局	甲賀市甲南町葛木1004-1	薬局	前川翔太	令和5.5.1
訪問看護ステーションえだまめ	東近江市百済寺本町1504-2	訪問看護	—	令和5.5.1

### 滋賀県告示第275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年6月23日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	スギ薬局長浜南店	長浜市勝町105番地	薬局	野崎悠太	令和5.4.20
更生医療・育成医療	さつき調剤薬局	彦根市高宮町1793-1	薬局	橋本孝之	令和5.5.1
更生医療・育成医療	訪問看護ステーションそら	長浜市三ツ矢元町22-14A 1 lure III	訪問看護	—	令和5.5.1
更生医療・育成医療	レモン薬局矢橋店	草津市矢橋町102-8	薬局	堀井達雄	令和5.5.1
更生医療・育成医療	アイセイハート薬局栗東安養寺店	栗東市安養寺一丁目9-10	薬局	奥貫倫史	令和5.5.1
更生医療・育成医療	医療法人緑青会栗東はた内科医院	栗東市荊原233	病院・診療所	畑和憲	令和5.5.1
更生医療・育成医療	I & H滋賀甲南薬局	甲賀市甲南町葛木1004-1	薬局	前川翔太	令和5.5.1
更生医療・育成医療	訪問看護ステーションえだまめ	東近江市百済寺本町1504-2	訪問看護	—	令和5.5.1

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年6月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 草津商業開発ビル 草津市渋川一丁目1番50号
- 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
  - 変更前 株式会社近鉄百貨店 大阪府阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号 代表取締役社長執行役員 秋田拓士 ほか5者
  - 変更後 株式会社木の家専門店谷口工務店 蒲生郡竜王町山之上3433番 代表取締役 谷口弘和ほか6者
- 変更年月日 令和4年8月12日
- 変更の理由 小売業の新規出店のため
- 届出年月日 令和5年6月6日

## 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

## (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

## (2) 縦覧期間 令和5年6月23日から令和5年10月23日まで

## 7 意見書の提出期限および提出先

## (1) 提出期限 令和5年10月23日

## (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

-----  
一般競争入札の公告

滋賀県本庁舎ガス供給業務契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和5年6月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 入札に付する事項

## (1) 業務名および数量 令和5・6年度滋賀県本庁舎ガス供給業務 一式

## (2) 業務の内容等 仕様書による。

## (3) 履行期間 令和5年10月1日(日)から令和6年9月30日(月)まで

## (4) 履行場所 仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

## (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

## (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

## (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

## (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:燃料・油脂・電力 小分類:都市ガス

なお、新たに入札参加者の資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

## (5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手續開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手續開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手續開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

## (6) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定に基づきガス小売事業者として登録を受けている者であること。

## (7) 入札参加資格確認の申請時まで適正な大口ガス供給約款等を定めていること。

## (8) 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者または個人もしくは法人の代表者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。)が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一でないこと。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を郵送または持参で提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。また、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## (1) 必要とする書類

ア 入札参加資格確認申請書(入札説明書で示す別紙様式1)

イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書(入札説明書で示す別紙様式2)およびそれに関する

## 添付書類

- (2) 提出期限 令和5年7月11日(火)16時
- (3) 提出場所 滋賀県総務部総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3113

## 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県総務部総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3113 F A X 077-528-4811 電子メール chousya.kanri@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和5年6月23日(金)から令和5年7月25日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から16時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書等は、滋賀県ホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zygyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/>)からダウンロードすることができるほか、(1)に示す場所においてまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 入札説明会は、行わない。
- (5) 質問および回答の方法等 質問は、質問票(任意様式)に質問内容を記入し、令和5年7月4日(火)16時までに電子メールまたはF A Xにより(1)に示す場所に提出すること。回答は、質問を受け付けた日から3日以内を目途に、滋賀県ホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/soumubu/soumuka/index.html>)に掲載する。
- (6) 入札書の提出期限 令和5年7月25日(火)16時  
入札書は、郵送または持参により提出するものとする。また、郵送により提出する場合は、書留郵便で送付しなければならない。
- (7) 開札の日時および場所 令和5年7月26日(水)10時 滋賀県庁本館1階電気室 大津市京町四丁目1番1号

## 5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。

## 7 契約書の作成の要否 要

## 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

## 9 落札者の決定方法

- (1) この公告に示した業務を履行することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

## 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

## 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

## 12 その他必要事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。
- (3) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (5) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に

契約書を契約担当者に提出しなければならない。

- (6) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき書面により当該特定調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該特定調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (7) この入札は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年滋賀県条例第55号)に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は年度をまたいで1年間であるが、議会の承認による債務負担行為を設定していないため、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。
- (8) その他 詳細は、入札説明書等による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Shiga Prefectural Government Building Gas Supply Service for year Fiscal 2023-2024-Complete Set
- (2) Deadline for tender : July 25, 2023, 16 : 00
- (3) For further information, contact : General Affairs Division, Department of General Affairs, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3113 E-mail chousyakanri@pref.shiga.lg.jp

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、安曇川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年6月23日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 川 幸 雄	高島市安曇川町田中692番地1
”	大 藤 兵 市	同 市新旭町新庄638番地
”	清 水 文 和	同 市新旭町北畑690番地1
”	藤 澤 一 夫	同 市安曇川町田中3114番地
”	清 水 秀 雅	同 市安曇川町南古賀547番地3
”	中 西 與 志 治	同 市新旭町饗庭186番地
”	山 川 悟	同 市新旭町針江386番地
”	瀧 本 久 雄	同 市安曇川町西万木797番2
”	三 生 一 郎	同 市安曇川町常磐木1311番2
監 事	伊 藤 善 治	同 市新旭町安井川174番地1
”	万 木 嘉 蔵	同 市安曇川町常磐木185番7

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 川 幸 雄	高島市安曇川町田中692番地1
”	中 西 與 志 治	同 市新旭町饗庭186番地
”	三 生 一 郎	同 市安曇川町常磐木1311番2
”	藤 澤 一 夫	同 市安曇川町田中3114番地
”	清 水 秀 雅	同 市安曇川町南古賀547番地3
”	瀧 本 久 雄	同 市安曇川町西万木797番2
”	森 田 一 男	同 市新旭町旭856番地
”	橋 本 昌 巳	同 市新旭町新庄494番地

〃	地 村 と し 子	同 市安曇川町西万木719番地
〃	上 原 敏 雄	同 市新旭町北畑533番地2
監 事	万 木 嘉 蔵	同 市安曇川町常磐木185番7
〃	足 立 哲 夫	同 市新旭町饗庭856番地

## 公 安 委 員 会 告 示

## 滋賀県公安委員会告示第64号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)第20条の規定に基づき、船舶の航行を制限する水域を次のとおり指定する。

令和5年6月23日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

- 1 目的 2023びわ湖大花火大会における水上交通の安全を確保するため
- 2 期間 令和5年8月8日午後6時から午後10時まで
- 3 水域 琵琶湖大橋北側橋りょう北端から近江大橋南側橋りょう南端までの琵琶湖の水域
- 4 制限事項 航行の用に供する推進機関を有する船舶(警察用船舶、消防艇、救助の用に供する船舶、2023びわ湖大花火大会の運営のため主催者が運行する船舶および海上運送法(昭和24年法律第187号)に基づき事業の許可を受け、または届出をした者がその用に供する船舶を除く。)の航行を禁止する。

## 病 院 事 業 庁 規 程

## 滋賀県病院事業庁規程第12号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。

令和5年6月23日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第7条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第12条の3を削り、第12条の4を第12条の3とする。

第13条中「、第5号および第7号」を「および第5号」に改める。

付則第21項から第23項までを削る。

付則第24項の前の見出しを削り、同項中「付則第21項の規定により読み替えて適用する」を削り、「および新型コロナウイルス感染症看護業務等派遣手当」を「次に掲げるとおり」に、「、新型コロナウイルス感染症看護業務等派遣手当」を「次に掲げる手当」に改め、同項を付則第21項とし、同項の前に見出しとして「(救急医療業務手当)」を付し、付則第25項を付則第22項とし、付則第26項を付則第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

(令和5年6月23日から令和5年9月30日までの間における感染症防疫等作業手当の特例)

24 令和5年6月23日から令和5年9月30日までの間における第9条第1項および第2項第1号の規定の適用については、同条第1項中「次に掲げる作業」とあるのは「次に掲げる作業および病院事業庁長が別に定める作業」と、同条第2項第1号中「作業」とあるのは「作業ならびに前項に規定する病院事業庁長が別に定める作業」とする。

付則第27項の前の見出しおよび同項を削り、付則第28項を付則第25項とし、同項の前に見出しとして「(夜間看護等手当の特例)」を付し、付則第29項を付則第26項とし、付則第30項から付則第35項までを3項ずつ繰り上げる。

付則第36項中「付則第38項」を「付則第35項」に改め、同項を付則第33項とし、付則第37項を付則第34項とする。

付則第38項中「付則第40項」を「付則第37項」に、「付則第36項」を「付則第33項」に改め、同項を付則第35項とし、付則第39項を付則第36項とする。

付則第40項中「付則第36項」を「付則第33項」に、「付則第38項」を「付則第35項」に改め、同項を付則第37項とする。

付則第41項中「付則第38項」を「付則第35項」に、「付則第36項」を「付則第33項」に改め、同項を付則第38項とする。

付則第42項中「付則第38項または」を「付則第35項または」に、「付則第38項、第40項または第41項」を「付則第35項、第37項または第38項」に改め、同項を付則第39項とする。

付則第43項中「付則第36項」を「付則第33項」に、「付則第38項」を「付則第35項」に改め、同項を付則第40項と

する。

付則第44項中「付則第36項」を「付則第33項」に、「付則第38項、第40項または第41項」を「付則第35項、第37項または第38項」に改め、同項を付則第41項とする。

付則第45項中「付則第44項」を「付則第41項」に改め、同項を付則第42項とする。

付則第46項(見出しを含む。)中「付則第36項」を「付則第33項」に改め、同項を付則第43項とする。

付則第47項(見出しを含む。)中「付則第36項」を「付則第33項」に改め、同項を付則第44項とする。

付則第48項の前の見出しおよび同項中「付則第36項」を「付則第33項」に改め、同項を付則第45項とする。

付則第49項中「付則第36項」を「付則第33項」に改め、同項を付則第46項とする。

#### 付 則

この規程は、令和5年6月23日から施行する。

